

震災火災から地域を守る「スタンドパイプ式初期消火器具」の 補助金交付事業について

地域の初期消火力を高め、共助の取組を推進し、もって地域防災力の向上を図ることを目的に、港北区役所では、「スタンドパイプ式初期消火器具」購入費補助（2/3）事業を新設します。

1 補助対象

- (1) 自治会、町内会及び地区連合町内会
- (2) 優先順位

予算の範囲内での補助となるため、補助対象とする町丁目の優先順位を3段階に決めました。順位を定めるにあたっては「横浜市地震防災戦略」を基に焼失棟数が多い地域を優先としました。

順 位	町 丁 目
順位 1 対策地域 (延焼の危険 性が高い地 域)	高田東一丁目、高田東四丁目、綱島西五丁目、日吉本町四丁目、新吉田東五丁目、新吉田東六丁目、菊名一丁目、篠原台町、篠原町、篠原西町、仲手原二丁目、篠原東一丁目、篠原東二丁目、篠原東三丁目、富士塚一丁目、富士塚二丁目、錦が丘
順位 2 対策地域を除 く焼失棟数 1～5 棟未満	下田町二丁目、下田町三丁目、下田町四丁目、下田町六丁目、日吉本町一丁目、日吉本町二丁目、日吉本町三丁目、日吉本町五丁目、日吉一丁目、日吉二丁目、高田西四丁目、高田西五丁目、高田東二丁目、新吉田東一丁目、新吉田東二丁目、新吉田東七丁目、樽町一丁目、樽町二丁目、綱島上町、綱島西三丁目、綱島西四丁目、綱島西六丁目、大曾根一丁目、大曾根二丁目、大曾根三丁目、大曾根台、大倉山二丁目、大倉山五丁目、大倉山七丁目、大豆戸町、師岡町、菊名二丁目、菊名五丁目、菊名六丁目、篠原北一丁目、仲手原一丁目、岸根町、鳥山町、小机町
順位 3 焼失棟数 0～1 棟未満	上記以外の町丁目

※ 多くの町内会等に補助を行うため、今年度、消防局補助事業で補助対象となった町内会等は対象外とします。

2 補助内容

購入するスタンドパイプ式初期消火器具の購入費の2/3を区役所が補助します。
 (補助上限額 20 万円) ※今年度港北区では、8 台の補助を予定しています。

(例) 購入費用 24 万円の場合

自治会・町内会等の負担	8 万円
港北区役所の補助	16 万円

3 申請手続き

(1) 申請期限

平成 27 年 11 月 30 日（月）

(2) 提出先

港北区役所総務課 防災担当

(3) 申請書類

- ・ 初期消火器具等整備費補助金交付申請書
- ・ 初期消火器具等設置位置図
- ・ 見積書の写し
- ・ 土地及び施設の使用承諾・許可書等の写し（町内会館に設置の場合は不要）

【スタンドパイプ式初期消火器具とは】

道路に埋設されている消火栓に直接ホース等を接続して消火を行うための消火器具です。ホースを含めた消火器具がタイヤ付の台車にセットされていますので、火災現場まで持ち運ぶことができます。



問合せ 港北区役所 総務課 防災担当
三浦、児玉、市川、久保田
電話 540-2206